



みやこ町



# 議会だより

平成18年12月発行



## 第一回 みやこ町 産業祭盛大に!!

18日、19日の両日第1回みやこ町産業祭がみやこ町犀川支所前広場で挙行されました。

両日とも、あいにくの天候不順でしたが、合併後初めての催しとあって、町内はもとより、近郊より多くの方々が詰めかけ、特に、「お祭り広場」でのアトラクションや模擬店に足をとめ、一日中会場は賑わいました。



- \*不納欠損処理調査特別委員会…2P～3P
- \*議案議決結果…………… 4P
- \*議会で可決された決議・意見書(要旨)… 5P
- \*議会で否決された決議・意見書(要旨)… 6P
- \*一般質問・町政を問う…… 7P～15P
- \*ふるさと散歩道…………… 16P



# で進む調査と審査

## 証人の招致も

## 不納欠損処理調査特別委員会

### 先月までの調査（11月15日まで）

| 回  | 開催月日   | 出された意見・問題点等                                                            |
|----|--------|------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 7月4日   | ・委員長に浦橋忠義委員、副委員長に小田勝彦委員を選任<br>・今後の調査スケジュール、方法等について                     |
| 2  | 7月19日  | ・今後の会議の進め方、調査の方法、会議中の申し合わせ事項の確認<br>・説明資料の提出要求の確認                       |
| 3  | 7月26日  | ・提出資料の説明(税務課長)<br>・委員から資料不足や一部個人情報の記述について指摘あり。一旦回収の後再度作成し、各委員に配布       |
| 4  | 8月2日   | ・配付資料中、個人名の抹消漏れあり。資料の回収等で意見出る。今後の慎重なる取り扱いを町長に申し入れ。                     |
| 5  | 8月9日   | ・議事前に町長、本件調査にかかる事務処理の不振を謝罪。<br>・書類の精査は、旧犀川・豊津・勝山の順に合同調査にて行う。順番で行う      |
| 6  | 8月16日  | ・旧犀川町の資料に対する質疑と指摘事項の協議。<br>・旧豊津町の処分経過と処分事由の実態調査。<br>・町長により正式な精査報告書の提出。 |
| 7  | 8月30日  | ・旧勝山町の処分経過と処分事由の実態調査。<br>・不納欠損処理上の問題点の洗い出し。<br>・不納欠損額の正確な数値の議会報告を求む。   |
| 8  | 9月5日   | ・前回指摘事項の再確認及び再質疑。<br>・不納欠損処理上の課題・問題点の洗い出し。(旧3町共通の課題。旧町個別の課題に分類)        |
| 9  | 9月15日  | ・担当課長から前回委員会での指摘事項の説明<br>・中間報告の素案を検討。                                  |
| 10 | 9月29日  | ・課題、問題点に対する今後の調査の進め方、手法。<br>・証人招致の進め方、尋問内容等の確認。                        |
| 11 | 10月4日  | ・畑中茂広前豊津町長、白石春夫みやこ町長を証人として招致、尋問。                                       |
| 12 | 10月11日 | ・梅本正氏を証人として招致。尋問。<br>・10月4日開催の証人招致のまとめ<br>・今後の調査スケジュールの確認。             |
| 13 | 10月18日 | ・3証人への証人尋問のまとめ                                                         |
| 14 | 10月25日 | ・町長から欠損額の誤報について謝罪あり。<br>・旧犀川分の対象者の個票審査のまとめ報告<br>・旧豊津、旧勝山分の個票を審査        |
| 15 | 11月1日  | ・前回に引き続き旧豊津、旧勝山分の個票を審査                                                 |
| 16 | 11月8日  | ・3証人の証言から明らかになった課題、問題点を洗い出し。<br>・再度次回に証人の招致を求めることを確認                   |
| 17 | 11月15日 | ・3証人の招致、尋問。                                                            |

去る6月議会で設置が議決された「不納欠損処理調査特別委員会」は、7月4日に第1回目を開催し、別表のとおり、先月中旬まで17回開催いたしました。今日までの調査、審査の概要をお知らせします。あわせて、次頁で「委員会中間報告」の要旨を掲載します。

**当初は説明員からの聴取を主に調査**

第3回目から8回目までは、当時の税務課の課長及び担当者から事務処理の経過や手続きについて説明を求め、調査を進めて参りました。提出を求めた資料はかなりの量になり、また、税務に関する専門的な用語や複雑な事務の説明もあり、実態把握までかなりの時間を費やしました。

9月に入り、ようやくお

まかな問題点、課題が浮き彫りになり、今後の具体的な調査の方向と進め方と手法が明らかになりました。

**旧3町長を証人として招致、細部にわたり尋問**

10月4日に、畑中茂広旧豊津町長、白石春夫現みやこ町長を、11日には梅本正旧勝山町長をそれぞれ証人として招致し、尋問を行いました。各証人に対する基本尋問と証言は次のとおりです。

**畑中茂広証人**

**尋問** 本年3月に執行した不納欠損処分をどう考えておられるか。

**証言** 地方自治法や旧豊津の規程に基づいて行ったものと認識している。ただ町民、議会、執行部当局に不信と心配をおかけしたことは深くお詫びしたい。

**尋問** 「合併後、新町に迷惑

をかけたくなかった」と新聞報道されたが、どういう気持ちだったのか。

**証言** 合併は半世紀に一度の大事業である。「いろいろな事務の積み残しはしない。解決していく」という意味で申し上げたつもりである。

**尋問** 一旦不納欠損処分したものを後日変更しているが、どのような法的根拠で施行されたのか。

**証言** 最初の決裁の本身が間違っていた。事務ミスを決裁した私の責任はぬぐえない。まちがった処分には気がついた時に訂正することは行政としてあるものと思う。

**尋問** 当時の欠損処理何書に決裁日や施行日が空白になつていてどう考えるか。

**証言** 必ず記入されていないけれども、決裁者として十分さを認めざるをえない。深くお詫び

したい。

**尋問** 欠損処分の該当者に公職又は公職にあった者はいたか。

**証言** 税の滞納、収納について、その方の仕事、身分は問わない。公職か否かのチェックは勘案しない。

**白石春夫証人**

**尋問** 本年3月に執行した不納欠損処分をどう考えておられるか。

**証言** 滞納処分の執行停止は、一定の条件を具備したものについて処理すること義務づけられている。常に法に基づいて事務を執行している。

**尋問** 「事項が完成したものだと思つていた」とのコメントが新聞報道されたが、どういう気持ちだったのか。

**証言** 他の会議の折に記者から質問を受け、何のことも

か理解できないままことばのやりとりがあった。「記憶の定かでない部分は答えられない」と断つており憤慨している。

**尋問** 欠損処分の該当者に公職又は公職にあった者はいたか。

**証言** 確認すべであつたとは思いますが、現職でない限りその方法はとれない。

**尋問** 当時の欠損処理何書



実態を  
明らかに!!

# 週1回のペース

## 資料の分析・説明員の出席を求めるとともに

に施行日や保存期間が空白  
になっているがどう考える  
か。

**証言** 予定日は、特別の事情  
のない限り担当課であげて  
くることはない。保存期間  
は記入するのが当然である。

**尋問** 委員会開催の都度、数  
値の修正、書類の差し替え  
など事務処理の不手際が見  
られるがどう考えているか。

**証言** 重々反省している。今  
後、職員体制を含め十分な  
対応を考えていく。

### 梅本正証人

**尋問** 本年3月に執行した  
不納欠損処分をどう考えて  
おられるか。

**証言** ご迷惑をおかけした  
ことをこの場を借りてお詫  
び申し上げる。欠損は、適  
正に処理されていると認識  
している。

**尋問** 「町民に逃げ得と批判  
されてもしかたがない」と

### 中間報告(要旨)

委員会は、それまでの調  
査の概要をまとめ、去る9  
月の定例議会で中間報告を  
行いました。以下、概要を  
お知らせします。

### ◆特別委員会の設置

6月1日付の某新聞朝  
刊で、合併前に旧3町が約

のコメントが新聞報道され  
たが、どういう気持ちだっ  
たのか。

**証言** 町民にはいろいろな  
面で疑惑、不信な面がある  
のではないかとは思ってい  
たが、「逃げ得」とかいふこ  
とではない。

**尋問** 当時の欠損処理何書  
に決裁日や施行日が空白に  
なっているがどう考えるか。

**証言** 決裁日が即施行日だ  
と考えていた。住民に利害  
が発生するものについては  
当然施行月日をあげなけれ  
ばならない。

**尋問** 欠損処分の該当者に  
公職又は公職にあった者は  
いたか。

**証言** 該当に公職者はいな  
かったと思う。

**尋問** 不納欠損処理に関す  
る法15条及び18条の内容は。  
**証言** 恥ずかしい話である  
が、十分精査していない。

### 中間報告(要旨)

7千万の税の不納欠損処理  
をしたことが報道される。こ  
の報道から、町民や議会の間  
に、「処分手続きと事務処理  
が厳格に行われたかを究明  
すべき」との声が高まった。

議会では、6月定例会に  
おいて、議員提案により、「不  
納欠損処理調査特別委員会」

(定数15人)の設置が提案さ  
れ、可決した。(委員名簿別  
表のとおり) 委員会は7月  
4日に第1回目が開催され、  
審査、調査活動に入った。

### ◆不納欠損処分の 税目ごとの件数、金額

不納欠損処分の税目ご  
との件数、金額は、別表の  
とおり当初報告では、総額  
6820万7624円であ  
ったが、その後「町民税の中  
に県民税が含まれていた」  
などの理由により、変更の  
報告があった。

### ◆問題点と課題

中間報告時点で委員会と  
して集約した問題点と課題  
は次のとおりである。

(紙面の都合上、主な課題  
のみ掲載)

一、欠損処分に関する文書  
のほとんどに、決裁月日  
や施行月日など重要な箇  
所に空白が見られる。決  
裁の法的効果に問題はな  
いか。

一、滞納者の訪問記録や個  
別記録が詳細に残ってお  
らず、時効の中断措置が  
適正に行われたか。

一、時効の中断や差し押さ  
えの措置がどのようにな  
されたのか具体的に判明  
しない。

一、数値の修正や書類の差し  
換えなど事務の不手際が  
見られるが、町長として、  
起案文をちゃんと確認  
してきたか。

一、合併までの旧町ご  
との税目別滞納状況  
は的確に把握されて  
いたか。

一、本人死亡後の相続  
人又は納税管理者に  
対する納税指導はど  
うだったか。

### ◆まとめ

今回の中間報告は、大ま  
かな問題点の把握であり、問  
題の本質、核心までには至  
っていない。今後、さらに  
詳細の資料の分析や参考人  
証人の招致なども視野に、調  
査を進めていく。

| 旧町ごとに不納欠損された税目別金額 |            |            |            |            |
|-------------------|------------|------------|------------|------------|
|                   | 旧勝山町       | 旧豊津町       | 旧犀川町       | 計          |
| 町民税               | 2,838,850  | 3,716,102  | 15,049,640 | 21,603,972 |
|                   | 2,810,850  | 5,356,900  | 15,049,640 | 23,217,390 |
| 固定資産税             | 4,633,360  | 5,086,760  | 952,834    | 10,672,954 |
|                   | 4,633,360  | 5,086,760  | 952,834    | 10,672,954 |
| 軽自動車税             | 669,200    | 917,400    | 197,600    | 1,784,200  |
|                   | 669,200    | 910,200    | 197,600    | 1,777,000  |
| 国民健康保険税           | 8,829,500  | 19,512,553 | 4,134,927  | 32,476,980 |
|                   | 8,829,500  | 19,575,853 | 4,134,927  | 32,540,280 |
| 計                 | 16,970,290 | 29,232,815 | 20,335,001 | 66,538,106 |
|                   | 16,942,910 | 30,929,713 | 20,335,001 | 68,207,624 |

(各段の上段が変更後の数値、下段が当初報告数値)

| 不納欠損処理調査<br>特別委員会委員 |       |
|---------------------|-------|
| 委員長                 | 浦橋 忠義 |
| 副委員長                | 小田 勝彦 |
| 委員                  | 中山 茂樹 |
| 委員                  | 小田 廣徳 |
| 委員                  | 中尾 昌廣 |
| 委員                  | 進 鳴海  |
| 委員                  | 飯本 秀夫 |
| 委員                  | 浦山 公明 |
| 委員                  | 緒方 順年 |
| 委員                  | 熊谷みえ子 |
| 委員                  | 原田 和美 |
| 委員                  | 中尾 文俊 |
| 委員                  | 吉田 伸司 |
| 委員                  | 光吉さわ子 |

12月1日現在





# 議案議決結果

9月定例議会は、去る9月8日から26日までの19日間の会期で開催されました。

町長提出の議案は諮問1件、条例の制定・一部改正6件、字区域の変更1件、組合規約の変更3件、規約の廃止1件、工事請負契約の締結1件、補正予算4件、17年度決算33件、計50件でした。

一方、議員提案は決議案2件、意見書案の提出3件、計5件でした。

また、10月20日には臨時議会が開催され、町長提出の議案は工事請負契約の締結2件、議員提案は決議案2件でした。

提出された議案の概要と審議結果をお知らせします。

## 町長提出 (52件)

### 諮問 (1件)

■人権擁護委員の推薦  
人権擁護委員候補者として清水哲夫氏を推薦。

(賛成多数で可決)

### 条例の制定 (4件)

■伊良原財産区議会設置条例  
伊良原財産区の財産の管理、処分他の事務処理のための議会設置条例。

(全員賛成で可決)

■諫山財産区議会設置条例  
諫山財産区の財産の管理、処分他の事務処理のための議会設置条例。

(全員賛成で可決)

■黒田財産区議会設置条例  
黒田財産区の財産の管理、処分他の事務処理のための議会設置条例。

(全員賛成で可決)

■国民健康保険条例の一部を改正  
出産育児一時金の見直しによる改正。「30万を35万に改正」

(全員賛成で可決)

■乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正  
3歳未満児の初診料・往診料の自己負担相当額を公費負担とすることになったための改正。

(全員賛成で可決)

■農業共同作業所条例の一部を改正する条例  
(継続審議)

### 字区域の変更 (1件)

■字区域の変更  
黒田地区土地改良事業に伴う字区域の変更。

(全員賛成で可決)

### 組合規約の変更 (3件)

■組合規約の変更  
県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び組合規約の変更(みやま市)。

(全員賛成で可決)

■組合規約の変更  
県自治会館管理組合を組織する地方公共団体数の減少及び組合規約の変更(みやま市)。(全員賛成で可決)

■組合規約の変更  
県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び組合規約の変更(みやま市)。

(全員賛成で可決)

### 規約の廃止 (1件)

■介護保険関連事務の委託に関する規約の廃止  
廃置分合前の犀川町及び勝山町に係る介護保険関連事務委託の廃止。

(全員賛成で可決)

### 工事請負契約の締結 (1件)

■工事請負契約の締結  
光ファイバー網敷設工事請負契約の締結。

(賛成多数で可決)

### 補正予算

#### 一般会計

2億6170万1千円を追加し、歳入歳出総額を、114億430万1千円とする。(賛成多数で可決)

#### 国民健康保険特別会計

1億6177万5千円を追加し、歳入歳出総額を、28億5030万1千円とする。(賛成多数で可決)

#### 介護保険特別会計

3517万1千円を追加し、歳入歳出総額を、19億3607万円とする。(賛成多数で可決)

#### 簡易水道特別会計

8204万5千円を追加し、歳入歳出総額を、4億1243万7千円とする。(賛成多数で可決)

### 17年度決算 (33件)

■みやこ町及び旧3町の17年度決算 (継続審議)

### 議員提出 (5件)

■価格保障を基本とした農

業の経営安定対策を求める意見書

提出者 光吉 さわ子  
賛成者 緒方 順年  
熊谷 みえ子

■教育基本法「改正」の慎重審議を求める意見書

提出者 柿野 義直  
賛成者 原田 さやか  
中尾 文俊  
原田 和美

■教育基本法の改定案の撤回を求める意見書

提出者 熊谷 みえ子  
賛成者 中尾 順年  
緒方 順年  
光吉 さわ子

■藤本秀孝議員の議員辞職勧告決議

提出者 中尾 明雄  
賛成者 中尾 昌廣  
柿野 茂樹  
熊谷 みえ子  
原田 さやか  
光吉 さわ子  
有益 秀子

■議会決算特別委員会設置に関する決議

提出者 田中 和男  
賛成者 大東 英壽  
小田 廣徳  
光吉 さわ子

### 臨時議会議決結果 (10月20日)

### 町長提出 (2件)

#### 工事請負契約の締結

同報系防災行政無線整備工事請負契約の締結。(旧犀川町) (賛成多数で可決)

#### 工事請負契約の締結

豊津支所改修工事請負契約の締結。(賛成多数で可決)

### 議員提出 (2件)

■北朝鮮の核実験に抗議する決議

提出者 大東 英壽  
賛成者 小田 廣徳  
田中 和男  
光吉 さわ子

■原田さやか議員の議員辞職勧告決議

提出者 進 鳴海  
賛成者 浦橋 忠義  
小田 廣徳  
藤本 秀孝

(賛成少数で否決)



## 藤本秀孝議員の 議員辞職勧告に関する決議

9月7日、福岡地裁小倉支部において、旧犀川町発注の町立中央公民館空調設備工事指名競争入札のあっせん収賄罪で逮捕、起訴された、みやこ町の町議会議員、大庭睦生被告と藤本秀孝被告に、執行猶予付きの有罪判決が言い渡された。

贈賄罪に問われた建設会社「創建工業」取締役、則松博文被告にも同様に判決が言い渡された。

今回の汚職事件は、「公共工事受注に絡んだ指定暴力団工藤会系組長への資金のながれが贈収賄事件の捜査を通じて裏づけされた」と報道されているように、議員が暴力団と癒着したきわめて悪質で深刻な実態が明らかになった。

議員としての政治的、道義的責任は逃れず、議会制民主主義と良識の府である町議会にとどまることは町民感情からして許されることではない。議会への信頼と名誉が損なわれた事態の深刻さ、重大さに対して、議会として毅然と対処することが求められている。

よって、みやこ町議会として、有罪判決が下された藤本秀孝議員に対して、辞職を勧告する。

## 議会決算特別委員会設置に 関する決議

次のとおり、決算特別委員会を設置するものとする。

1. 名 称 みやこ町議会決算特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び議会委員会条例第5条
3. 設置の目的 平成17年度各会計決算の審査
4. 定 数 18人以内
5. 期 限 審査終了まで

### みやこ町議会決算特別委員会委員

|      |         |     |         |
|------|---------|-----|---------|
| 委員長  | 中 村 巳己夫 | 委 員 | 浦 山 公 明 |
| 副委員長 | 花 田 芳 春 | 委 員 | 岩 村 誠   |
| 委 員  | 武 田 光 雄 | 委 員 | 田 中 和 男 |
| 委 員  | 原 田 孝 男 | 委 員 | 中 尾 明 雄 |
| 委 員  | 森 寛     | 委 員 | 熊 谷 みえ子 |
| 委 員  | 金 房 眞 悟 | 委 員 | 原 田 さやか |
| 委 員  | 篠 田 高 久 | 委 員 | 肥喜里 和 隆 |
| 委 員  | 白 川 喜 作 | 委 員 | 光 吉 さわ子 |
| 委 員  | 山 本 雅 男 | 委 員 | 大 束 英 壽 |

# 可決

9月議会及び10月20日臨時議会で可決された決議・意見書（要旨）

## 教育基本法「改正」の 慎重審議を求める意見書

政府は、教育基本法「改正」について、6月15日、継続審議とすることを決定しました。

教育基本法は、「憲法の花にのっとり、民主的で文化的な国家を建設して世界の平和と人類の福祉に貢献するためには、教育が根本的重要性を有する」との認識の下に、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的で、しかも個性豊かな文化の創造をめざす教育が今後に於けるわが国の教育の基本理念」であるとしています。

憲法の理念を実現するための法律、準憲法的な性格の教育基本法を改定する必要があるのならば、子ども、保護者、教職員、学識者を初めとする多くの国民の意見がそこに反映されなければなりません。教育関係法の根幹である現行教育基本法の改定については、慎重の上にも慎重を期すべきであり、国民的議論を喚起することはもちろんのこと、これまで教育行政が教育基本法の理念を実現するための努力を行ってきたかを十分に検証するべきです。

また、教育の機会均等格差が拡大しつつある現状から、すべての子どもたちの教育条件整備・充実、共生・共学、教育機会均等など、現行教育基本法を読み生かし、子どもの権利条約の具現化に努めるべきであることを強く要望します。

## 北朝鮮の核実験に 抗議する決議

我が国を初め国際社会が自制を促す中で北朝鮮政府は10月9日核実験を行ったと発表した。

この事は国際社会の平和と安全及び核兵器廃絶の観点からも極めて遺憾である。

北朝鮮政府の行為は、世界とアジア地域の平和と安定に深刻な威嚇であると共に、国際社会全体への不当な脅威となるものであり断じて容認することはできない。

また、6カ国協議や日朝平壤宣言などの国際取り決めをふみにじる暴挙に対して国際社会が結束して毅然とした厳しい態度で臨むべきである。

よって、みやこ町議会は北朝鮮政府が核実験を強行したことに対して厳しく抗議するとともに核実験を行わないよう強く求める。



# 否決

## 9月議会及び10月20日臨時議会で否決された 決議・意見書（要旨）

### 価格保障を基本とした農業の 経営安定対策を求める意見書

「品目横断的経営安定化対策」という新たな政策は、これまで作物ごとに行ってきた価格政策をすべて廃止し、ごく一部の大規模経営だけを対象に助成金を出すという内容であり、すでに全国で、地域の受け皿づくりがすすめられている。

政府が示した対象は、個別の農家経営では4ヘクタール以上の規模を持つ認定農業者であり、集団では、個別の農家経営の要素をいっさい排除する「経理の一元化」や、法人経営に切り替える「計画」などの要件を満たす20ヘクタール以上の集落営農である。

この対策が本格的に実施されれば、生産の大半を担う農家経営が大きな打撃を受け、営農を続けられなくなるおそれがある。大規模化や農家選別でなく、農家の経営安定化、国内生産の拡大を保障する農政こそ求められている。

よって、本議会は、価格保障を基本とした経営安定対策、意欲あるすべての農家への支援を求めるものである。

### 原田 さやか議員の 議員辞職勧告決議

原田さやか議員は、さる10月11日に開催された議会不納欠損処理調査特別委員会を傍聴の折、次のとおり議会人として極めて不適切な行動があった。

- (1)何ら委員長長の許可なく、定められた傍聴席から厳正なる委員会の会議場に立ち入ったこと。
- (2)欠席委員の席上に配布されていた当日の資料、しかも委員会において未審議の資料を無断で持ち出したこと。
- (3)持ち出した資料を傍聴席に放置することにより、他の傍聴人に無断で閲覧させる機会を提供し、委員会の重要かつ厳正な情報を流布、漏洩せしめたこと。
- (4)議会傍聴規則第11条の規定により、委員長から規則違反として退場を命じられたこと。

このように、当議員のかかる行動は、調査特別委員会の秩序を乱すとともに議事の進行の妨害になったもので、ひいてはみやこ町議会そのものの品位と権威を著しく損なうもので、到底看過することはできない。

よって、本町議会として、原田さやか議員に対して議員辞職を勧告する。

### 教育基本法の改定案の撤回を求める意見書

教育基本法は、戦前の教育が、国家権力の強い統制・支配下に置かれ、画一的な教育が押し付けられ、やがて軍国主義一色に染め上げられた歴史の教訓の上に、日本国憲法の精神にのっとり、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」を目標に、「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接責任を負って行われるべきもの」と明快に定めている。

改定案は、「教育の目標」として「国を愛する態度」など、20におよぶ「徳目」を列挙し、さらには、「教育振興基本計画」によって、教育内容を数値目標を含めて詳細に決め、実施し、評価することで、教育への無制限な介入・支配を可能にしている。改定案のもっとも重大な問題は、これまでの、子どもたちひとり一人の「人格の完成」を目指す教育から、「国策に従う人間」を作る教育へと、教育の根本目標を180度転換させようとしている点にある。これは、子どもの成長に深刻な悪影響を及ぼすのみならず、わが国の平和と人権、民主主義にとっても重大な危険をもたらすものである。

よってみやこ町議会は、政府に対し、現行の教育基本法を堅持し、その実行を求めるものであり、政府による教育基本法の改定案の撤回を求める。



## 一般質問

## 農業施設等助成金は

飯本 秀夫  
議員

## 農業施設等助成金は

**問** 国や県の事業要件規模に満たない施設等の設置に「みやこ町」が独自に支援する施策は、非常に歓迎するところですが、しかし、交付の要件等については、もっと熟考すべき点があるのではないのでしょうか。

「地域の物産直売所を活性化させる事」が、大きな目的の一つとしていならば、天候に左右されない農作物の生産並びに、端境期の解消等を念頭に置いたなかで、安定的に生産のできる施設等の導入をまずてがけるべきと考えます。

**答** 農産物に付加価値をつける有機肥料等の投入も勿論大切な事であり引き続き、販売方法を含めた検討が必要で、今のところ売り場には「こだわりのコーナー」も設置されておらず、有機農産物の定義も、広く知れ渡っていないのが現状です。今後は売り場の確保を行うと同時に有機栽培認証制度「Fマーク」の取得を積極的に推進すべきと考えております。そこで、採択基準について伺います。

**答** 先ず施設の充実を図りたいが、高付加価値野菜を生産する為、地域の畜産農家と連携して勧めて行きたい。

## 地産地消で学校給食を

**問** 現在第一センターの米飯給食の回数が少ないが、新学期若しくは新年度を目途に週三回以上の統一を以前、お願いしていましたが、「ご返答願います」。

次に使用野菜の規格については、現場の作業効率からも大玉が使い易い事は重々分かっておりますが、学校給食で使用する食材は、生産者の顔が見える安全、安心な物を提供するの、学校関係者や私共の責務と思っております。単に作業効率のみ追求したのでは、「地産地消」は掛け声だけになりかねません。管内給食センターが示す規格は、県の農産物出荷規格2L・3Lです。これは全体の20%程度の生産割合で「地産地消」に無理が生じます。生産状況によって、年度毎に納入規格の検討を考えたいかがでしょうか。

**答** 新年度から、第一センターも週3回の米飯給食を実施して行く。規格については、作業能率も捨てられない部分だが、生産状況を勘案しながら指摘のよう、双方の立場で検討します。

## 「何のための合併なのか」との町民の声に答えなくてはならない

直 義  
議員

**問** 合併から半年、町民の間では「特に国民健康保険税など負担が増えた。支所での窓口対応など不便になった。約束は裏切られた。」との声があがっている。

特に社会的に弱い立場の人、これでもかと大きな犠牲が押し付けられている。こうした町民負担を軽減するための見直し作業に入るべきだ。

一方で、旧三町が持ち寄った大型事業の内容を明らかにして、町民や議会の議論を経て、町の實力にあった健全な財政運営を行わなくてはならない。

放漫財政運営による財政破綻が全国の合併先例地から報告されている。そうなれば、町民にさらなる負担をかけることになる。

まず、町民の負担たとえば国民健康保険税などをどのような基準で決めたのか。

**答** 住民税の場合、所得控除額が減額されたので、特に年金生活者は増額になっている。国民健康保険税などを合併協議会で試算していたときには所得税額の控除額の変動がわからなかったの、見込みが膨らんだ。

**問** 旧三町が持ち寄った大型事業の総額は。

**答** 道路整備、農業振興、住宅整備、上下水道など事業費は180億円です。すべてそのまま、長期計画に組み入れられるか危惧するところです。特例債は半

額(約60億円)でいきたい。地方交付税の削減が心配だ。

**問** 障害者自立支援法の問題点が明らかになってきています。町はどのように把握しているか。

**答** 障害者の利用料負担が増え、ケアマネージメント制の導入や認定審査会制度に対する行政負担が増えている。障害者支援のあり方には地域によって差が出ている。地域によっては世帯分離による負担の軽減があるということだが、住民課に申請するかどうかで

**問** 厚川、豊津地区の光ファイバー網敷設工事の指名競争入札結果をどのように受け止めているか。

**答** 予定価格(設計価格の96%)と最低制限価格(予定価格の90%)を事前に公表した。6社のうち4社が最低制限価格で入札した。4社で抽選して落札業者を決めた。

これから見て、このことで適正な競争入札が行なわれたと受け止めている。今後、この入札制度でいく。



# 一般質問

## 健全な町政の確立に向けて



原田さやか 議員

**税の徴収は町政の根幹である。早急に徴収体制の確立を求める**

**答** 合併を機に旧三町とも、徴収事務が地方税法を逸脱していたことが明らかになった。「払わない人が得をする」ともいえる現象が起きている。平成17年度から地方交付税の算定基準に「徴収努力」が加味されるようになった。地方税法を遵守し、税の徴収率をあげることは健全な町政を確立する上で早急かつ真剣に取り組まなければならない大きな課題だ。まず現状を尋ねる。

**問** 地方税法を遵守した場合、現時点で不納欠損処理すべき額を旧町別、税目別に尋ねる。

**答** 集計ができかねている。もう少し時間がかかる。

**今後の徴収業務について提案をする**

**問** 今起こっている問題は現税務課だけの責任ではない。管理職で徴収プロジェクトチームを早急に立ち上げるべきである。

**答** 実現に向けて努力を続けてまいりたい。

**問** 地方税法は理解できていない。実務が伴っていない。正確な法の解釈に沿って徴収業務を行うために、実務経験者による研修を早急に実施すべき。

**問** 徴収権が消滅しているものに対して旧三町では催告書を送付し続けているのではないのか。

**答** そういう可能性が多分にあるかと思う。

**答** 新たな研修会を組み立てて研修を実施したい。

**問** 滞納者の個別記録（滞納状況、督促状・催告書の発送記録、電話催告、来所面談、臨戸訪問などの折衝記録、分納の記録、支払い能力の有無など実情把握の記録）を早急に整備するべき。

**答** 早急に整備させたい。

**問** 徴収実務体制が軌道に乗るまでは職員の増強が必要である。又、徴収課の設置が必要である。

**答** 徴収体制、税務課を含めて検討してまいりたい。

**「指定管理者の指定の手続等に関する条例」の改正を求める**

**問** 議員や町長など特別職が関与する団体や、税の滞納がある者に対する指定制限、業務の情報公開についての規程、施設の管理業務に関して協定を結ぶ事などを明記した条例に改正する必要がある。

**答** 指摘を受けている部分については充分見直しを行ってできるだけ早く改正をしたい。

## 経済効果の高い産業道路の計画的整備を



吉田 伸 議員

**未開通の昔のままの県道が各所に見受けられるが**

**問** 旧勝山と犀川をつなぐ大久保犀川線は広域農道としてトンネル工事が行われるとの報告があり、早急にしていただきたい。

**答** 伊良原ダム関係の国道496号は県がするので問題は無いが、それ以外の県道は、虫食い状態である。どれがみやこ町として一番経済効果のある道路なのかを決めて県と協議をしていただきたいと思う。

**問** 勝山犀川間は、トンネルを開通するというところで今年度から調査に入ると聞いている。

**答** 県道下深野線は、犀川地区内の国土調査が済んでいなかったなので売買登記に

ろいろな関係があり、中断している。国土調査も終わり、おおむね進捗すると思う。

**問** その他の県単独事業で実施する路線は、予算の範囲内でどれくらいできるのか、年によって違うので今言う状況にある。これから行橋土木、農林と協議をしていかなければならない。

**答** あそこもこれも工事中で全面開通されていない。どれが重要かつ経済効果があるかを絞って道路網の整備をしていただきたい。

**問** 大井製作所から今川まで出る道路は狭いと思う。また、勝山のユニプレス九州に通じる道路も、幅員や橋幅が狭い。産業道路としてどう取り扱うのかを全体計

画の中で調査、研究をし、進める必要がある。企業が逃げてもらっては困る。

**答** （建設課長補佐）産業道路や主だった道路については、今後計画中の総合計画で議論し、新たに計画をして参りたい。

**問** 総合計画に基づいてどうするのか。今ある産業が逃げないために道路網を整備したらどうかと言っている。

**答** 総合計画に関係なく取り組む必要があると思う。担当課は、町内にどのような道路があるというのは頭に入っていると思う。取り組むべきものはやらなければいけない。

**問** 言われることはよくわかりました。



（産業道路の早期改良を）



## 充実した交通網の整備、イベントで地域活性化



明 山 公 員  
浦 山 議

### 路線バスの増便を

**問** 住民の身近な交通手段として、路線バスの充実した増便、交通網の整備が地域活性化には必要不可欠だと思われる。今後、町として路線バスの増便など利便性の高い交通手段・交通網の整備についてどう考えられるか。

**答** 国道201号バイパス路線の現状把握をしており、現在の運行形態になったのは、利用客の著しい減少による為です。今後、本路線が廃止等の動きがあった場合は、町として代替の交通方法の検討を行なわなければなりません。無料の福祉バスが走ることは可能だが、営業路線の認可は、

大変厳しい内容である。今後要望される内容については、実情に合わせて検討していきたい。

**問** みやこ町3地区の巡回バスの交通アクセスについて。

**答** 巡回バスの必要性について検討中であり、公共交通バスとして旧町内を交通機関にお願いをしているのが現状です。旧三町内を巡回するような路線は現在ありません。旧町単位で福祉バスの運行を行い、公共施設を結び住民の足を確保している現状であります。高齢者や子供たちの交通手段は行政の重要課題と考えられ、住民の意向を聞きながら旧三町の公共施設の利便性について必要な部分には、充足を行い、不要な部分は、

割愛していく方向で考えている。

**各旧町ごとのイベントについて**

**問** 今後の取り組み対応についての考えは。

**答** 合併後、色々なイベントを行ってきました。今後、同じような内容のイベントなどは統一を図り、隔年毎に旧町に出向くかなどの検討を行い、今後住民の理解と協力が得られる祭り、イベントをさせていた

だいたいと思います。

### 企画担当部門の一元化

**問** イベント担当の機構組織について。

**答** 本年度は、予算計上である課を担当課とし対応してきましたが、来年度からは、商工観光課を主体にするなど、色々な目的に合わせそれぞれの所管に組み替えを行い、新たな体制で臨み総括的に問題整理を行った上で、機構組織の見直しを行って対応していきます。



## 人権教育の児童生徒支援加配及び促進学級について



年 順 員  
緒 方 議

**問** 平成十三年一月に総務省大臣官房地域改善対策室より、今後の同和行政は、同和地区、同和関係者に対象を限定した特別対策は終了して、必要な施策は全住民を対象にした一般対策へ移行すること、この特別対策を続けることは、差別解消に必ずしも有効ではない。

この方針を受けて、文部科学省より全国の自治体に対して児童生徒支援加配を行う上での留意事項を次の通り指示した。

「児童生徒支援加配教師は、従来の『同和加配教師』とは異なり、児童生徒の状況に着目し、学習指導、生徒指導、進路指導上特別な配慮を行う必要性に照らし

て措置すること。」

そこで、みやこ町の加配教師もこの留意事項に添った業務実態と人権教育が実施されているのかお尋ねする。

次に、児童生徒支援加配及び促進学級運営等に関する資料の提出要請について

一、みやこ町の「児童生徒支援加配」の実施状況を、生徒支援加配教師の参加した学校名、参加会議名、日時、出張先等の報告資料。

二、促進学級運営委員会組織体制について

三、促進学級活動方針、交流会および研修会等具体的な取り組みについて

四、みやこ町人権教育研究会の役員体制、活動方針

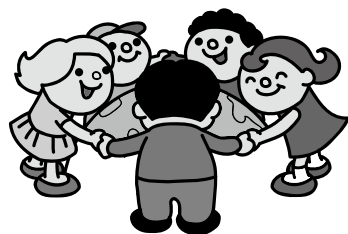
および研究会計画について

**答**（教育長）児童生徒支援加配は、本町では十五校中九校に配置されており、中学校三名、小学校六名、計九名で、学習指導、生徒指導、進路指導に当たっている。

促進学級は、同和地区の児童生徒に対して、部落問題の本質を正しく認識させるため学力の向上を図り、差別に負けない差別と闘う、差別をしない子供の育成のため開設運営をしている。

旧勝山町では、促進学級への参加希望により地区外の児童、生徒の参加も認められているので、今後全町的にこの方式を検討したいと考えている。

ご指摘の資料については、後日、提出します。



## 一般質問

### 水道事業計画について



吉 子  
議員

**水道事業計画と18年度工事の進捗状況**

**問** 旧勝山水道工事一期(天久保、三島団地の給水開始は、H20年の計画)について問う。

**答** 配水池の設計を行ってある。京築水道事業団からの送水、配水管の一部の工事に今年度から入る。

**問** みやこ町旧町の戸数と水道加入戸数は。

**答** 豊津は戸数3356戸に対して加入戸数1823戸。勝山は戸数2544戸で加入戸数は、三島、小長田公営住宅357戸ですが地下水汲み上げです。犀川町は現在供給しておりません。

老朽化している勝山、豊津の火葬場の建設計画はどのようになっているか

**問** みやこ町発足前からの一年間の死亡数と火葬場使用件数は。

**答** 3町合併の死亡数は259名、使用は豊津49件、勝山25件、犀川151件、行橋34件です。合併後新規建設予定の計画の話もでています。今の犀川斎場そのもので対応できる状況でもありませんし、町単独では負担が大きいの

**問** 現在勝山三島団地は建設工事中で一号棟が完成している。水道配水エリアに入っているので建設工事とドッキングして、配水管の敷設は考えられないか。

**答** まだ所管課と打合せがはつきりできていないので水の供給の形ができていない。今の地下水で供給が可能だと思っている。

**問** 水道事業は30億円の計画で、給水需用や実態の把握、説明は。

**答** そうです。強制ではないの答弁ですが、そうするか。

**答** りません。加入してもらいたいと希望です。地域の方には説明します。

**税の不納欠損処理は行政の怠慢な事務処理にある**

**問** 支払う人と支払わない人との不公平感について町民にどのような説明されたか。行政として反省しているように感じませんか。行政として厳しく受けとめていただきたい。

**答** みやこ町広報に経過をのせ全家庭に届けてお結果が示され指摘、指示があるうかと思えますので検討させていただきます。

## 国保税の

### 減額申請を簡単に



雄 明  
議員

**非核平和宣言を新たに**

**問** これ迄旧三町が核兵器の廃絶と恒久平和を訴えて宣言していた非核平和宣言は合併に伴い失効しました。世界の恒久平和と安全は人類共通の願いです。私たちは世界で唯一の被爆国の国民として全世界の人々に被爆の恐ろしさや苦しみを訴え、その惨禍を二度と繰り返してはならないと強く訴える為、みやこ町として改めて非核平和宣言をする事を要請します。

**答** 議会の協力を得て早急に取り組むたい。

**国民健康保険税の減額申請を簡単に**

**問** 二割減額は国保税の負担に占める応益割の負

方などもあります。又、昨年までは未提出者に、急ぎ申請するよう電話連絡をしていたが今年はいないなど合併によって行政サービスが低下している事実があり、町長はじめ担当課の反省を求めます。

**答** 年金をはじめ各種控除の廃止などで所得は下がるのに非課税世帯から課税世帯にさせられるなど町民の暮らしは一層きびしくなっています。申請書を分かりやすくする事や電話連絡、提出期間の延長など対象者全員が受けられるよう町民の立場に立ったやさしい行政サービスを強く要望します。

**問** 昨年までは全ての対象者に電話をさせていた。今年は合併による事務の遅れや支所との連絡調整の不備などでサービスができなかった。

(担当課長) 申請書の簡素化や未提出者への電話連絡も極力やってみよう。又、提出期限の延長も町田町等を参考にできる限り町民本位に行きたい。





## 今以上の騒音には 耐えられない（住民の声）



熊谷みえ子  
議員

### 日米共同訓練に不安

**問** 住民説明会では防衛施設庁は『今後日米間で検討していくこととなるため、現時点ではお示しできないことをご理解お願いいたします。』のくりかえし、同じ言葉が返ってきました。

住民の率直な声について町長はどのような考えか伺う。

**答** 米軍の訓練内容、普天間の代替施設としての訓練、緊急時の訓練については、大変不明な点が多すぎるというところで、すべての条件項目で国の防衛施設庁に説明を求めてまいりました。

要望は要望としてあげていきます。

### 国民保護体制などの問題点を問う

『武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置に関する法律』

**問** 国民保護法は日本を戦争をしない国から戦争ができる国へと変え、有事の際の住民避難計画や訓練を自治体に義務付け、米軍や自衛隊の戦争遂行に国民を強制動員するものです。

これは自由や権利の制限にもおよぶものです。この条例は電気、ガス、運輸、通信、医療、報道などを指定公共機関にし、有事のときは公共機関や国民の権利を規制するものである。

**答** 武力攻撃事態及び緊急対処事態に避難・救護など自治体の協力が課せら

れることになっていきます。

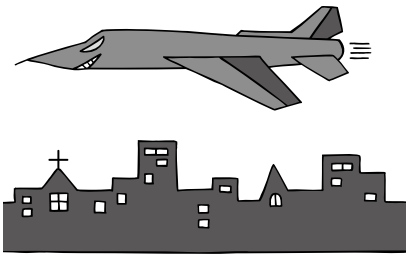
**問** 贈収賄事件と不納欠損税滞納は公職にある議員として公表し、身の処し方をきめるべきだ。

今後の対策、現状認識を問う。

関連資料、保存文書の確認できない部分が多数あり明らかでない。今後の問題として時効時期が迫った滞納者に対しての確認作業が必要ではないのか。

各該当者一覧を保存すべき。

**答** 清浄で民主的な町政の発展に寄与することが責務。地位を利用していない金品の授受をしないことなど政治倫理基準を遵守すべきと考える。税の徴収体制などの見なおしをしていく。



## 職員の資質向上について



中山茂樹  
議員

### 飲酒運転について

**問** 今、ニュース等で頻繁に報道されていますが、福岡市職員の飲酒運転による幼い子供三人の死亡事故以来、飲酒運転は厳しくなってきました。

みやこ町においても、飲酒運転により人身事故、物損事故を起こした時に懲戒解雇の規定があるのか。また、飲酒運転者の車に同乗していた時の処分はどうかお尋ねします。

**答** 町職員が飲酒運転で人身事故を起こし、相手を死亡せしめた時は、みやこ町職員の懲戒の手続きに関する規則により、懲戒解雇といたしております。飲酒運転により行政処分を受

けた時は、減給、停職にすると定めています。

飲酒運転補助が確定した場合は、飲酒運転に準じた処分が妥当だと考えています。自治体間で温度差があり、もっと厳罰化すべきとの声もあります。今後これ以上の検討が必要であると思っています。

八月末に全職員に対し、飲酒運転禁止について、改めて庁内でメールにより通達を致しました。

### 事務処理の正確さについて

**問** 議員の皆さんが思っているし、住民の方も言うていましたが、事務処理が雑であります。

特に今回、私は不納欠損処理調査特別委員会のメン

バーであります。委員会に提出された書類が何度も不備、訂正の繰り返しでありました。信頼性が無い！町長として職員に対する指導の強化はどのようにしていますか。再度、職員教育の徹底をお願いしたい。

**答** 職員が職務にあたる上で、町民から求められているのは、町民の声を聞き町民の視点に立って、行政上の専門知識を生かしながら、正確で適正かつ迅速な事務処理を行うことが責務だと思っております。

合併して約半年、混沌としています。出来るだけ早く的確な事務処理が出来るよう職員に注意します。管理職が協議し注意を払い、指示もしていますが、このようなことの無い様に、今後、全体的な職員教育の実施を検討し、職員の資質向上に努めたいと思っています。



## 一般質問

### 若者流出の歯止めを



廣 昌 員  
中 尾 議

**問** 政府は平成の改革大合併と唱え合併する事により大きな地域格差が生まれ過疎地域は急激に加速しています。犀川は本庁がなくなつた事により活性がありません。以前若者流出の歯止めとして住宅ストック計画がありましたがどうなつたのでしょうか。また旧三町継続事業一環の犀川地域古川、末江の里山造成計画も概設計が出来ていますが早い内に取り組んで頂きたいと思っております。大きな地震災害がなく道路は豊津東九州道インター直結宅地には最高条件であります。我がみやこ町は県下の広さを持ち行橋市と隣

接し201号バイパス産業道路東九州道直結すればしい京都平野の農産物を運べる新北九州空港そして大自らに歴史と文化のある素晴らしい町です。今後どうこの町を料理するかは、町長貴方の腕にかかっております。どうかよろしくお願い申し上げます。

2点目は旧三町にスクールガードリーダーをの要請であります。再三申し上げますがガードリーダーは登下校安全を守るだけでなく、教職員とは又違った観点視点で子供達が見え、いじめがわかり親にも言えない悩み等多くの子供達が相談してくれれます。ある中学校が

元気が良すぎると言うので空手演武と世界にはばたと題して講演をして頂きましたが、一番先に声をかけてくれて帰りには「ありがとう」と言ってくれた子供達が元気の良すぎる子供達でした。今親殺し子殺しと何かが狂っています。ニートなる者が非常にふえている。ある学者が言っています。日本は戦争や環境よりニートで潰れるだろう、せめてみやこ町からそのような人が出ないよう、学校と地域の人達と一体となり継続的な学校安全を守る為にも再度三地域に配置して頂きたい。

**答** 旧犀川町の時代に計画概設計を立てて合併した事案でございます。それぞれ旧3町の均衡ある環境整備を考えながらこの問題に取り組んでいきたいと思つてます。スクールガードリーダーの件は県に拡大化を要望し町も支援して行きたい。保護者の皆さんや団体の皆さんの意見等を含めて対応し教育長と十分に協議しながら物事を諮りたいと思っております。

### 宅地造成・若者向け住宅の建設で活性化を



俊 文 員  
中 尾 議

**問** 旧犀川町の活性化や若者定住或いは農林業の担い手の育成、いま団塊の世代の退職時期と併せて、若者のUターンをも促進でき得る施策として、住宅造成は極めて必要と考える。犀川では、圃場整備に伴って宅地分譲（陽の里団地）の成功で、人口増は云うまでも無く子どもたちも然りでした。そこで、宅地造成及び住宅の建て替え、若者向け住宅建設の考えは如何か。

**答** 宅地造成の計画の概要はできています。具体的にはいま準備を進めている「みやこ町総合計画」策定後に具体的計画・実施に向けて努力して行きたい。公営住宅のストック計画は計画の見直しで対応したい。また、老朽化している住宅を若者

向け住宅に建て替えて行きたい。

**問** 国民健康保険税等の税率引き下げを

**問** 医療や年金など高齢者の生活環境は悪化をしている。合併後、国民健康保険税や住民税が高いとの声が多くある。その声は町長にも届いていると思う。現在の国民健康保険税率は合併協議会で決まった。私も合併協議会の一員でしたが、みやこ町発足に伴う財政の不透明さ故の政治決着だと認識している。高齢者や住民の声を反映して、十九年度当初予算での見直しをすべきと考えるが如何か。

**答** 町県民税は、所得税法上の改正もあり控除額

の減額等での課税が影響している。とくに年金受給者に影響が多い、医療費の自己負担、介護保険の負担の見直しを見込んで無かった。国民健康保険税は十八年度の決算見込みがわかった時期（十九年六月頃）で見直しをしたい。

**旧犀川・豊津の議場の活用で民意の反映を**

**問** 犀川、豊津の支所庁舎で使用されていない部分の活用はどうお考えか。また、議場を地域での意向や要望などを聞く場として、住民、或いは女性議会や子ども議会等を開催することで行政への関心と信頼関係が出来ると考える。住民の住民による地域づくりには大きな役割を果たし得ると考えるが如何か。

**答** 旧庁舎の使える部分については、区長会や婦人会を検討したい。また、要望のある団体へも開放したい。今後の地域展望は、均衡ある発展を考慮し、住民福祉、住民サービスを考え対応したい。



## 地球環境をこれ以上悪化させないために



一 誠員  
森 議  
楠

**問** 地球環境をこれ以上悪化させないためにはEM菌を活用しては…

**答** 護美処理にはトン当たり1万9千円の多額の経費がかかっておりますし又京都議定書に掲げられたCO2の削減を国際的にも約束した内容もあります。これ以上悪化させないのが現代人の義務ではないかと思っております。その為にも旧勝山犀川地区では活性液の配布をしておりと聞くと豊津地区にも普及させるべきと思っております。

**答** EM菌の配布の件です。有志の方がおかしな活用し実績が出ておりますので今後も支援して行きたいと思っております。豊津地区でも体制が取れば担当課と相談の上普及活動を進めたいと思っております。

### 国府公園について

**問** 町として総合計画策定中ですが、国府公園跡地についても今後の展開を明記すべきだと思っております。

**答** (教育長) 豊前国府の調査が進む中で改めて評価され二つとない貴重な遺跡の保存の為県のお墨つきをいただき県文化財指定となつたわけでありますので総合的に活用して行くよう長期計画の中で検討してまいりたいと思っております。

**問** 長期ビジョンはビジョンとして持っておきながら年間100万円の経費が必要でこれからも公園らしくない公園としてではなく暫定的にも花や間伐材を使って力やぶき屋根等々を作れば当時の面影の

イメージはできようかと思うがいかがですか。

**答** 県の文化財保護課の見解としては史跡公園としての景観を崩す物はダメとの事です。委員会としては町内の史跡めぐりを実施し町内外にアピールをして行きたいと考えております。

### 東九州縦貫道の予定地の些見地区の件について

**問** 今日迄議会の請願、国・県議会等々に働きかけをしてまいりました。その趣旨は代替地、生活道拡幅、防音壁、居住環境、公園化などですがこれらの問題が前進しなければ建物調査等に協力しなさいと地元は意思表示されゆゆしき問題となつていくがみやこ町としてどう取り組まれるか。

**答** 新北九州空港も開港し地域全体の浮揚を考えみやこ町からも職員を出して事業の推進中です。とりわけ当地区の生活道拡幅の件ですが一部町道認定が必要な部分がありますので認定の承認がいただければ整備を代替地予定地又排水路等につましても、県・国の事業と合せて整備をしなければと思っておりますのでご理解を。

## 税金の不納欠損について



美 和員  
田 議  
原

**問** 6月定例議会が終わつて一週間もたたないで町長は町民の皆様にも不納欠損処理したのは「地方税に基ついて不納欠損を行ったので議員から指摘を受ける事ではない。」と言う内容を配布しました。不納欠損調査特別委員会が設置され、9回の会議で1518件の不納欠損処理がなされている。

**問** この中に公職者が数名含まれている事が判明した。この公職者に対しての処理は間違いなかったのかお尋ね致します。

**答** この問題については数名の議員が質問をされているが回答は調査特別委員会の中で説明を申し述べると言う発言であるが、明確な回答をお願いいたします。

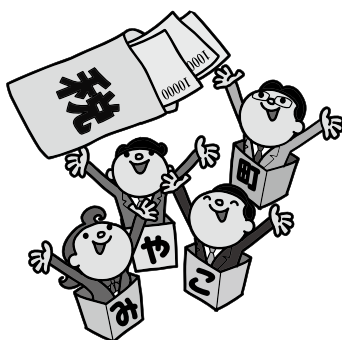
**答** 調査特別委員会に提出した資料については説明したが、不納欠損処理をした中に数名の公職者がいた事を報告致します。数名の公職者に対しては調査中であり委員会の中でお答えする。公職者の不納欠損処理に対しては間違いなかったと思っております。

**問** 今町長より「公職者の取扱いは間違いない」とのこと。私が、この問題について深く追求したのは町民の方よりこの問題についてよく聞かれるのであります。説明しても納得して貰えず、最後までいかないで終わるのではありませんかと言われる。町民の皆様が不安を持っておると言う事については、私も議員生命をかけてでもこの問題

を追及し解決しなければならぬと考えております。町長も政治生命をかけてこの問題に真剣に取り組んで町民が納得のいく回答を出してほしいと思っております。町長の考えを聞かせて下さい。

**答** 今回時効完成という事が大半でございます。時効完成迄取るべき事務作業等が的確になされたかについては、今調査特別委員会で調査をされている事と思っております。

**問** 処理については間違っていない。町長に何回聞いても納得のいく回答がないので今度は証人尋問の時に詳しく説明を受けたいと思っております。



## 一般質問

### 移動通信用鉄塔事業の 今後について



森 寛 議員

**みやこ町総合計画策定会議について**

**問** 公募の結果8名の方が計画策定に参画との事ですが、新生みやこ町の将来計画を議論するには、少ないのでは、又寂しい気が致しますが、如何お考えですか。町民への意識調査を行うとの事ですが、どのような方法で行うか伺いたい。

**答** 今総合計画策定作業に入っておりますが、応募者8名が少ないのではとの御指摘ですが、それぞれ総務部会3名、産業建設部会に3名、環境福祉部会に4名、教育部会3名、延べ13名です。非常に活発な意

見、議論をいただいています。人数の問題ではない部分が多くあるように思っています。

意識調査については、十八歳から七五歳までの方2千名にアンケートをお願いしているところです。今後町内の中学生及び職員等へのアンケート調査を実施する予定にしています。

**携帯使用不能地域の早期解消を**

**問** 昨年度犀川町の移動通信鉄塔事業により、伊良原地区でも携帯電話が使用可能となりましたが、山間部の多い犀川地区及び

勝山地区の一部に携帯電話を使えない地域があります。今年度犀川地区防災無線が整備され、行政側からの情報伝達については、完備される予定ですが、利便性とはもとより、住民サイドからの緊急時の情報伝達手法として、携帯電話使用不能地域の解消が求められています。民間業者の参入困難な地域については、行政の業務と位置付け早急に使用不能地域の解消に努めるべきと考えるが、町長の見解を伺いたい。

**答** 現在、携帯電話はN-TTをはじめ数社がこの地域で事業を行っております。それぞれの使用可能地域に差異はありますが、どの会社でも携帯電話が使える地域については、町として今後整備していく計画です。



### 障害者に減免を



金 房 眞 議員

**複式簿記の導入を**

**問** 三位一体の改革、税収そのものが少ない自治体の財政破綻が表面化、自治体の二極化、格差自治と厳しい状況の中「行政のコスト計算書」「純資産計算書」等詳細な情報を町民に分かり易く、公開、開示を。

**答** 複式簿記は税の収入に

よって整備された資産の構成や、負債と正味資産との比率等、情報の根拠が可能になるが膨大な事務量を要す。すべて町民に周知することが望ましいが、今後の検討課題とする。

**福祉の推進を**

**問** 障害者自立支援法が本年四月制定、十月

から本格的に実施される。一万五千元〜三万七千円の利用料です。減免制度はあるが、一万五千元の食費も必要です。負担が障害者に出来ずか。

そこでやさしい、しなやかな減免策をとる自治体が広がっている。本町も通所利用者と併せ施設に対する補助の実施を。

**答** 現在「みやこ町障害者福祉計画」を策定中

です。今後はこの計画に沿った事業の充実を図る。その中で減免等検討する。

**庁舎横、旧町営グラウンドの代替を**

**問** 旧勝山町営グラウンドは、用地買収、建設等、地権者より「町営グラウンド」

だと快い承諾を得て、三十九年間、町体をはじめ各種イベント等、町民と共に歩いた懐かしい思い出の地です。

**答** 「ゆいの郷」建設代替施設に取組んだ経過があるが、場所、地権者の同意等得られず保留とされている。旧勝山町の意向を尊重し新町計画の中で検討する。

**税の公平な賦課徴収を**

**問** 税の公平化は当然であるが、「不納欠損処理問題」は特別委員会に委ねるも、固定資産税の賦課、田畑の宅地並課税、通常田畑の30倍、反当10万円にも及ぶ課税です。根拠は、水利費も納め税は宅地並、納税意欲をなくす懸念が、田畑の宅地並課税筆数、税額は。

**答** 税目については現況課税で、台帳地目にかかわらず現況地目で課税。





## 在日米軍再編問題



山本 雅男  
議員

**問** 住民の方から、これ以上の負担には耐え切れないという反対意見が多数賛成、反対はつきりさせてほしい。

指導力を発揮すべきだ。

**答** 現状の内容では容認しがたい問題として捉えている。少なくとも、今後地元住民の一定の理解が得られるような状況でなければ、慎重に対応していかなければならない。

今回の共同訓練の内容が理解できないために、説明あるいは今後の対策について、3市町で要請をするというのが今の動きです。国のほうは、期限が来れば訓練の実施をするという可能性は十分あるので、あえて行橋と築上町は協議の場に着くというような内容です。そのことが理解いただければ、

ば、そういう方向で私も進みたいという思いはもっておりですが、今議会の皆さんの反対決議、住民の皆さんの反対意見が多くあるわけですから、そういう立場に立てないというのが実態です。

あくまで、国は国を守る義務があるでしょうし、私は住民を守る義務がありまして、反対の立場として、今の意思は変わっていない。

**問** 沖縄は終戦後60年、この先もまた米軍の基地として苦しんでいかなければなりません。築城基地周辺が今後50年あるいはそれ以上、子供、孫の時代にそういう重荷を強らなければならぬとしたら、私は、どうしても賛成することはできないのです。

非核宣言及び平和宣言について

**問** 非核3原則で、緊急時においてても米軍から核が持ち込まれることはないかと期待しています。劣化ウラン弾がイラク戦争で使われたと聞きます。補給基地になるといえば、そのウラン弾が貯蔵されて、何らかの事故に遭ったりしたら放射能汚染ということも考えられるのではないかと。そういう意味でも、ぜひ非核宣言を。

また、自衛隊はまさしく平和を維持することが目的であり、築城基地周辺の町であるみやこ町は、平和宣言の町にふさわしいと考えます。

**答** 今後核の持込はもちろんです、それは劣化ウラン弾でもそうですが、そういうものの持ち込みについて一切、また普天間の代替地としての訓練は、到底、行橋も築上町もその件については絶対反対ということ、局のほうにも国のほうにも、それは厳重に申し入れをしておりまして、そのことは当然守られると思いますし、守っていかなければならないと思っております。

## 里山の開発で 周辺住民に被害



岩村 誠  
議員

県道大久保犀川線

**問** トンネルを生きたものにするには、犀川地区の工場から苅田までスムーズに走れるような道路整備

が必要。実現の方向を示すべきではないか。

**答** 最終ルートを決めた段階で、今年が第1年次、国の方に変更を上げるには厳しい状況。事業着手の段階で要望の中身に持ち込みたい。

早急な条例整備を

**問** 里山の開発は、ご時世では、避けて通れないかもしれない。しかし隣接者や周辺住民が被害を受けるとなると、別の問題になる。

現行の条例で不備を感じているのは、執行部も同様かと思う。罰則が不可能なら、社会的制裁を伴う条例を整備していく必要がある



広域農道 葛城トンネル（築上町）



（犀川松坂地区）

**答** 許可のない林地開発となり、開発行為の停止指導を行っている。これからについても、県、行橋警察署の協力を得て、強い指導で臨みたいと思っている。

議会傍聴に  
おいで下さい。  
次回定例会は  
12月7日招集予定  
日程が決まり次第、  
お知らせします。



## 伊良原谷【旧伊良原村】の紅葉（犀川）

帆柱・野峠一带は耶馬日田英彦山国定公園。11月中旬から色彩豊かな紅葉で山肌は染まります。特に大分県境野峠付近からの眺望は絶景。一度足を運んでみては!!



## 綾塚古墳（勝山）

全国でも有数の石室をもつ古墳時代後期の横穴式石室古墳。直径41m、高さ8mの2段築成の大型円墳で、6世紀後半から7世紀初頭の構築と推測されており、国指定史跡になっています。



## 国分寺（豊津）

奈良時代の天平13年、聖武天皇の勅願により全国の国ごとに建てられた国立寺院です。塔の高さは23.5m、奈良法起寺と並び三重塔としては全国一を誇っています。



# 騒音に悩む住民の声を防衛庁長官に訴え —基地対策特別委員会—

## 「防衛庁長官へ要望」

議長及び基地対策特別委員会は、去る10月23日、防衛庁に防音対策の充実等の要望、陳情活動を行いました。

最初に、久間長官を表敬訪問。長官は「国民と国土を守るのは、私ども国の仕事であるが、地域住民の理解なくしてはできない。要望に沿うよう努力する」と、回答していただきました。

その後、防衛庁及び防衛施設庁の幹部クラスに直接要望。今回は、主に、「騒音対策」「地域振興策」「有事における住民の安全対策」について、地域の実情を詳しく訴えながら、改善・振興を強く要望いたしました。

個々の要望すべてに、その場で改善の回答はありませんでしたが、施設調査官からは、「防音工事の対象地域については、時期は現時点では明言できないが、全国的に見直しを

する」。「基地内の下刈工事等は、一般公開入札を前提にしつつも、地元で施工できるものについては、地元業者への発注も検討していく」との回答がありました。

今後、委員会としては、騒音被害に悩まされている関係住民の声を聞きながら、町当局や国の機関にその善後策を訴えていくことにしています。

## ◆参加者次のとおり

村中政喜議長、進鳴海委員長、山本雅男副委員長、浦橋忠義、原田和美、中尾昌廣、竹本裕吉、柿野義直各委員。



中央が久間防衛庁長官



## お悔やみ

みやこ町議会議員 森下公直氏（78歳）が去る10月24日に逝去されました。

氏は、旧犀川町議会5期、議会議長を1期歴任。故人のご冥福をお祈りします。

発行日：平成18年12月1日  
発行：みやこ町議会

〒824-0821  
福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地  
TEL0930-32-2511（内線301・302）  
FAX0930-32-4563

編集：議会広報特別委員会  
印刷：京築印刷(株)

## 編集後記

月日が経つのは早いもので、もう師走になり、今年の十大ニュースが話題になる季節になりました。今年の一歩は、何と言っても天皇家（秋篠宮）に男子が誕生した事でしょう。

経済面では、景気回復が長期間続いているというが、今年は稲作が不作で、個人としては、景気回復の実感が無いのです。そう思うのは私だけでしょうか。

来年は農家の皆様にとっても良い年であるように願います。  
(N)

## 議会広報 特別委員会

委員長 岩村 誠  
副委員長 浦山 明  
委員 中茂 樹  
武田 光雄  
進田 鳴海  
緒方 順年  
熊谷 みえ子  
原田 和美